

「鎌倉ウェディング」実施施設詳細及び注意事項

ウェディング実施会場（鎌倉海浜公園 3 地区）について

	鎌倉海浜公園 (稲村ガ崎地区)	鎌倉海浜公園 (由比ガ浜地区)	鎌倉海浜公園 (坂ノ下地区)
1. 使用可能日	鎌倉市のホームページに掲載しています	鎌倉市のホームページに掲載しています	鎌倉市のホームページに掲載しています
2. 所在地	鎌倉市稲村ガ崎三丁目	鎌倉市由比ガ浜四丁目	鎌倉市坂ノ下
3. アクセス	江ノ島電鉄稲村ヶ崎駅から徒歩 5 分（近隣に県営駐車場あり）	JR 鎌倉駅から徒歩 15 分 江ノ電和田塚駅から徒歩 5 分（地下に県営駐車場あり）	江ノ電長谷駅から徒歩 15 分（公園内駐車場は本来の公園利用の目的以外での使用は認めない。）
4. 特徴	<ul style="list-style-type: none"> ・展望台があり国指定史跡「新田義貞徒渉伝説地」でもあります。 ・自然の地形を利用し、ゆっくり景色を楽しめる芝生広場があり、晴れた日には海の向こうに伊豆大島や伊豆半島の山々を見ることができます。冬には、展望台から江ノ島の背景に富士山がくっきりと見えることもあります。 ・公園ならではの解放感のある空間で挙式が可能です。 	<ul style="list-style-type: none"> ・芝生広場や多目的グラウンドを中心とした公園です。 ・芝生広場の築山からは由比ガ浜海岸を望むことができます。グラウンド脇には江ノ電の車両を展示しています。 	<ul style="list-style-type: none"> ・海を眺めながら一休みできる広場とプールのある広場とに分かれた公園です。 ・由比ガ浜や逗子マリーナを望むことができます。
5. 参列可能人数 (運営スタッフ除く)	概ね 50 名程度	概ね 100 名程度	概ね 30 名程度

注意事項および使用許可について

鎌倉市では、多くの方に鎌倉への愛着を持っていただくとともに、産業振興のため、各施設での結婚式及びフォトウェディングの実施に協力しています。来場者や地域住民の迷惑にならないよう、スタッフの方一人ひとりが細心の注意を払っていただきますようお願いいたします。

1 公園利用者の妨げや迷惑となる行為の禁止

公園は、土・日・祝日など多くの利用者がいます。従って、結婚式及びフォトウェディング（以下「ウェディング」という。）の実施にあたり、これら利用者の妨げや迷惑となる行為は、これを一切禁止しておりますので、十分留意の上、運営を行うようにしてください。

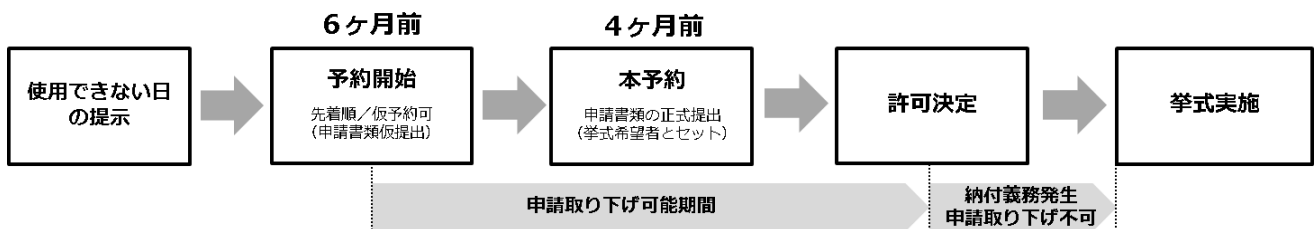
2 使用の範囲

ウェディングに使用できる範囲は、施設管理者が管理に支障がないと認める部分（別紙の図面参照）とします。

3 使用方法・許可申請について

（1）申込みの手順及び注意事項

申込の手順は下図のとおりです。



<注意事項>

- 挙式等実施可能日の6ヵ月以上前に使用できない日をホームページで提示します。
- 挙式実施の6ヵ月前から先着順で予約を受付けます。なお、挙式実施の4ヵ月前までは仮予約を可能としますが、この間に他の本予約が入った場合は、その都度仮予約者に本予約の意思確認を行い、その時点で本予約の意思がない場合には、他の本予約を優先します。
- 仮予約の場合であっても、申請書類一式を公園課に仮提出します。
- 本予約（申請書類の正式提出）は挙式希望者とセットでなければできません。
- 使用料は施設使用日までに納付してください。また、本予約（申請書類の正式提出）後、許可決定前までは申請の取り下げを受け付けますが、決定後は原則取り下げできず、使用料を納付していただきます。

(2) 許可申請方法

使用の許可申請に当っては、下記の書類を提出してください。施設管理者で内容を審査のうえ、許可します。

- ①公園内行為許可申請書
- ②使用箇所がわかる図面【任意書式】
- ③挙式内容がわかる企画書【任意書式】

4 使用料

公園の使用料は下表のとおりです。

使用料は施設使用日までに納付してください。また、天災等不可抗力で使用できない場合以外は使用料の返納はしません。（雨天での中止では返納しません。）

区分	単位	使用料
挙式（興行）	1日	20,000円
業として行う写真撮影	1日	20,000円

5 会場の下見について

会場の下見を希望する場合は、他の利用や公園管理に支障が生じない範囲で認めます。

6 スタッフ等の移動・資機材の搬入について

スタッフ等の移動・資機材の運搬は、一般の利用者に十分注意の上、行ってください。

また、重量のあるものや大きなものを運搬する場合には、十分養生を行い、施設を破損させないように注意してください。なお、施設を破損させた場合には、速やかに原状に復帰していただきます。

なお、テントや大掛かりな仮設工作物など速やかに撤去できないものを公園内に設置する場合には、公園内行為許可申請以外に公園占用許可申請が必要です（35円/㎡・日）。また、他の利用者や管理の支障となる占用物は認めません。

7 施設使用にあたっての注意事項

(1) 結婚式について

①結婚式の形式について

公共施設であることから、実施できる結婚式の形式は宗教的色彩を出さない人前式のみとします。

②禁止行為

- ・喧騒、振動等により利用者や周辺地域に迷惑を及ぼす恐れのある行為
- ・公の秩序、風俗その他公益を害する恐れのある行為
- ・その他本市の品位を損なう恐れがあり、管理上支障があると認められる行為
- ・占用物等の搬入出時以外の車両の乗入

③飲食について

参列者へ食事やアルコールを提供することは出来ません。

④演出等について

- ・フラワーシャワーをする場合は、終了後には必ず全て掃きとってください。
- ・シャボン玉、風船、ハト等の動物を使用した演出などの、管理上支障がある演出はできませんので、事前に希望する演出が可能かどうか施設管理者に相談してください。
- ・使用について、近隣住民へ周知してください。

(2) 植栽について

利用する場合には、植栽を傷つけることのないよう注意してください。

(3) 火気の使用禁止について

キャンドル等、火気を使用することは出来ません。

(4) 設備、備品等の使用について

使用者は使用にあたり、必要な物品・資材等を、自己の費用負担により調達、搬入してください。施設の備品等は使用できません。

(5) その他

使用に関しては、事前の打合せを踏まえ、公園管理者の指示に従ってください。なお、従わない場合は、使用中止の場合もあります。

8 スタッフ・参列者への注意事項

(1) タバコについて

不特定多数の利用者がいますので、喫煙はおやめください。

(2) ゴミについて

ウェディングの運営中に出たゴミは全て持ち帰ってください。

9 原状回復の義務

使用者は、その使用を終了したとき、又は使用を中止したとき、若しくは使用の許可を取り消されたときは、直ちに使用箇所を原状に回復してください。

10 損害賠償等

使用者は、施設の設備及び器具等を損傷し、又は滅失したときは、その損害を賠償してください。ウェディングの実施において、使用者に帰すべき事由によりウェディング参加者及び第三者に損害が生じた場合、市及び指定管理者ではその一切の責任を負いません。

11 法令の遵守

本件に使用にあたっては、関係法令及び関係規程を遵守しなければなりません。

問合わせ先

都市整備部公園課管理担当

TEL:61-3491

E-mail:park@city.kamakura.kanagawa.jp